

# どうなる、こども大綱？ どうする、自治体こども計画？ —こども家庭審議会中間整理案を読む

末富 芳  
すえとみ かおり

こども政策研究会主宰  
日本大学文理学部教授  
こども家庭庁こども家庭審議会こどもの貧困・ひとり親部会委員  
公益財団法人あすのば理事  
suetomi.nihondaigaku@gmail.com

10月22日発売



<https://amzn.asia/d/9HFvxdT>

©末富芳



# 第7回 こども政策研究会

§こども政策研究会は  
こども基本法に定められるこどもの権利、最善の利益を  
日本のどの自治体でも政策を通じて実現していくための  
こども政策の「つくり手」のプラットフォームです



第7回講師 たかまつ ななさん

(株式会社笑下村塾 代表取締役・ジャーナリスト)

高校生の政策提案・リバースマンター、主権者教育

\*若者の参画も、こども政策にとっては重要です。高校生が知事の相談役となって、これまでの常識にとらわれない、自由で斬新な発想で知事に直接アドバイスや政策提案をする「高校生リバースマンター」制度、群馬県で導入されています。また高校生投票率が8%上昇の群馬県での主権者教育についてもお話いただけます。制度創設・運用に関わってこられた、たかまつななさんから、群馬県での取り組みについて学びます。

11月27日(月)20:00-21:30

オンライン開催 (お申込み期限 11月27日 19時)  
お申込みフォーム(初回・メーリングリスト未登録の方)

<https://forms.glc/c8WAWJ36wFMU3Znd6>



\*Zoomリンクはお申し込み後、順次メール送信いたします(下記メールアドレスより)。期限までにお申し込みいただいた方には後日アーカイブ配信いたします

●お申込みいただけるのは次の方です(無料)。

(今後、一般向け、こども・若者向け公開研究会も企画・実施予定です。)

- ・公務員(非常勤を含む) ・国・自治体のこども・子育て・若者施策等の審議会などの委員
- ・こどもの支援団体職員、企業ご担当者 ・研究者、国会議員・地方議員、報道・出版関係者
- ・こどもに関する専門職(福祉・心理・医療・保健分野の専門職、保育士、学校・園の教職員等)

●お問い合わせ先:こども政策研究会(日本大学文理学部・末富芳研究室内)

[suetomi.nihondaigaku@gmail.com](mailto:suetomi.nihondaigaku@gmail.com)

\*本研究会はJSPS 科研費 JP221H00942,JP221H05101,JP221H05097,日本大学文理学部の研究助成による研究・学術活動の社会実装・社会還元のための活動の一環です。

## こども政策研究会も 主宰しています

§こども政策研究会は  
こども基本法に定められるこどもの権利、最善の利益を  
日本のどの自治体でも政策を通じて実現していくための  
こども政策の「つくり手」のプラットフォームです

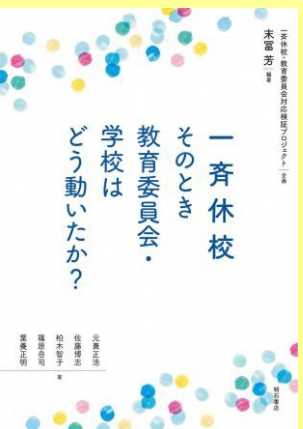
スマホ・パソコンで  
「こども政策研究会」でFacebook,Instagram  
からお申込みください



2016年出版



2021年7月出版



2022年3月出版



2013年6月  
子どもの貧困対策の推進に関する法律成立

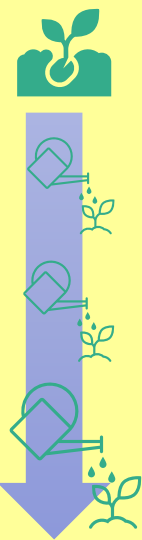
2014年8月  
第1期子供の貧困対策大綱閣議決定

2019年6月  
子どもの貧困対策の推進に関する法律改正

2019年11月  
第2期子供の貧困対策大綱閣議決定

2022年6月  
こども基本法  
こども家庭庁設置法成立

2023年4月  
こども基本法施行  
こども家庭庁発足  
→こども財源の確立  
子どもの意見表明・参画  
こども政策の拡充



一斉休校以降の子どもたちの危機  
「心のコロナ」



子どもの権利の実現  
子どもの貧困の撲滅  
子どもたち自身の「幸せ」

子どもの貧困の改善なき萌芽

2020年4月  
高等教育の無償化開始  
(高等教育の修学支援新制度)



こども家庭庁のもとでかえって「こどもの貧困」対策は置き去り?

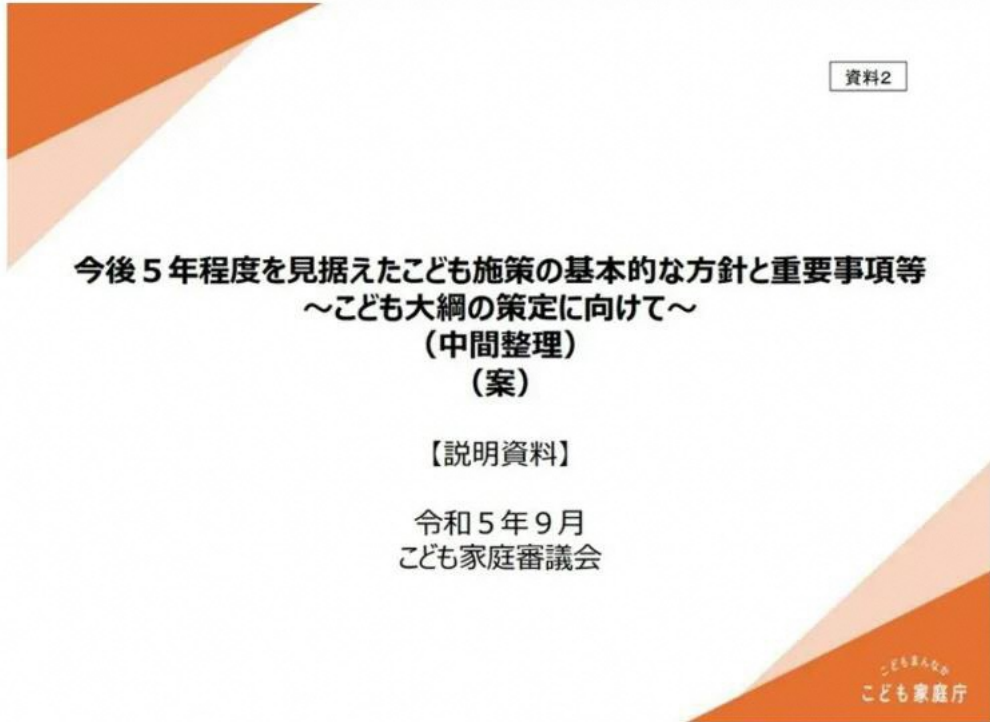


# こども大綱がこども・当時者を傷つける!? #こども家庭庁 #こどもの貧困 #上から目線 #選別主義



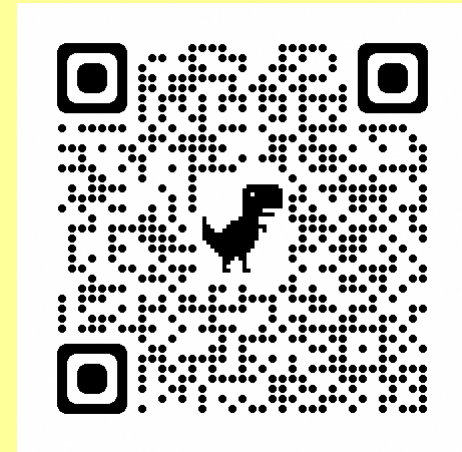
末富芳 エキスパート  
9/25(月) 10:15

日本大学教授・こども家庭庁こども家庭審議会部会委員

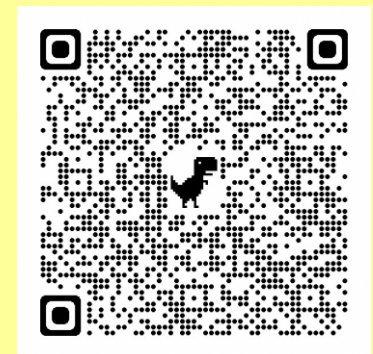
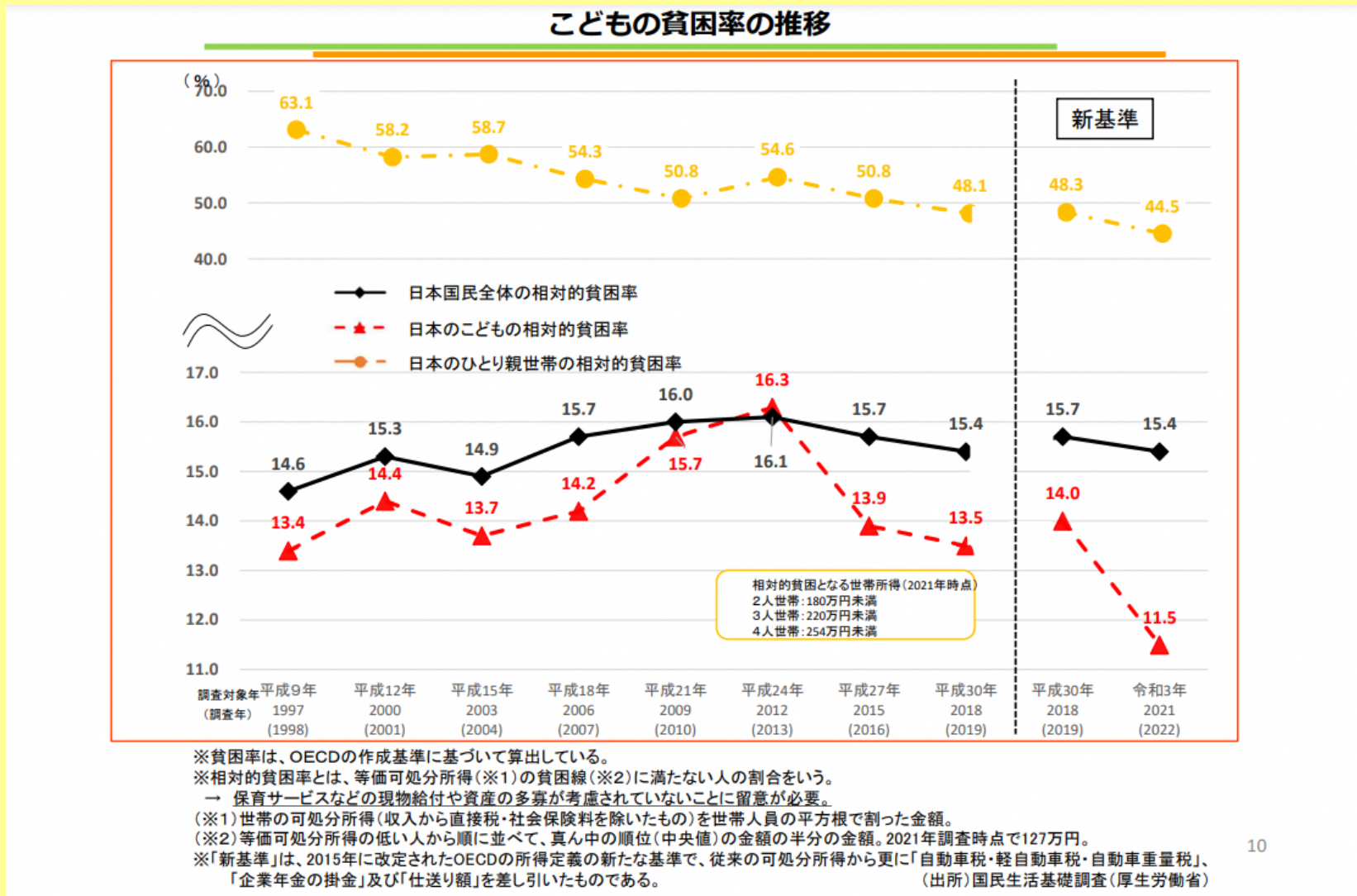


こども大綱案、このままでは、こども・当時者が傷つくものに・・・

こども大綱、こども・若者や子育て当事者のために「こども施策を総合的に推進するた



# 要するに改善していない 子どもの相対的貧困率・ひとり親貧困率（所得基準）

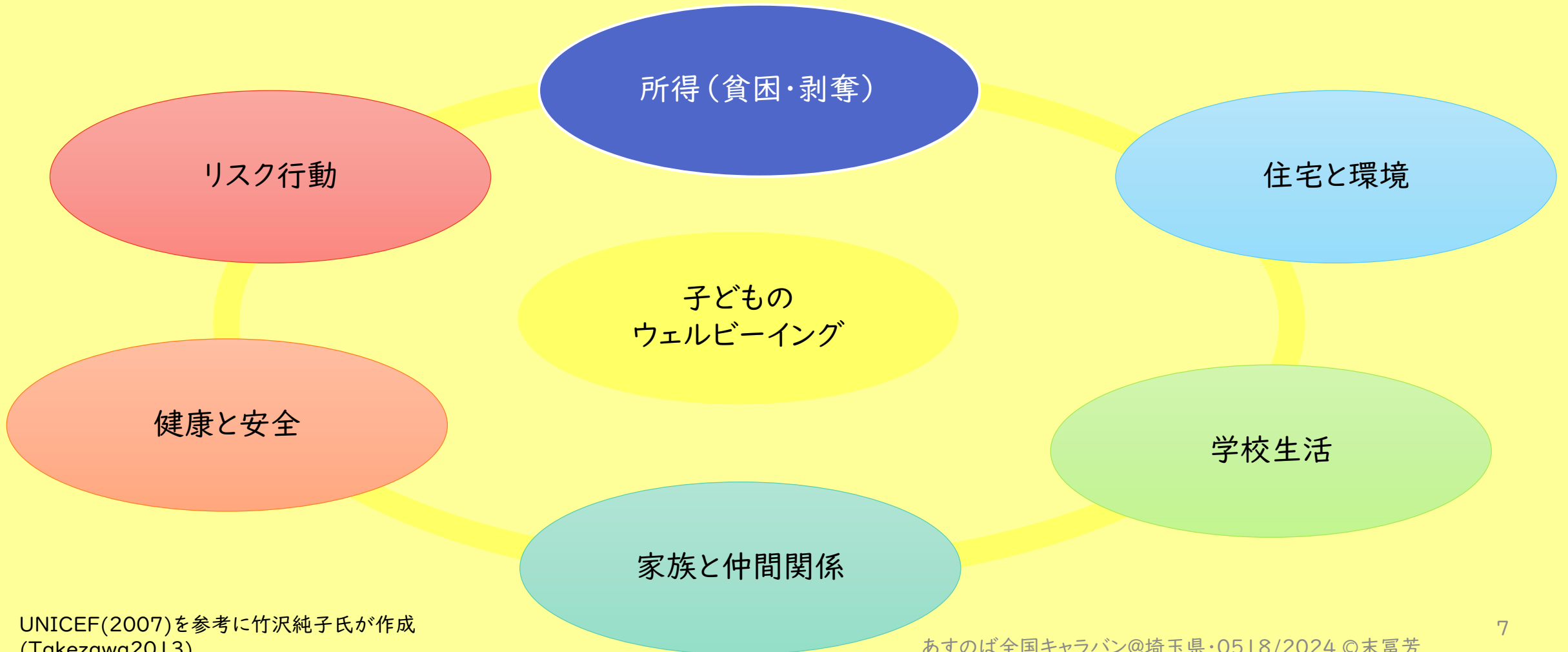


# 子どもの貧困

=子どもらしい幸せな生活が奪われた状態

※OECD, UNICEF, EU等で用いられている

幸福(ウェルビーイング)基準・剥奪(ディプラベーション)基準



# 2022年9月26日 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議 意見書のポイント



## 振り返り：これまでの子供の貧困対策の成果と さらなる進化の必要性について

### ・ 成果

指標の拡充（大学等進学率、ひとり親世帯の貧困率等）

ウェルビーイング指標の導入  
データ連携の活用方針等

### ・ 課題

①子供の貧困対策の対象が、生活保護世帯やひとり親世帯、社会的養護の子供たちに限定→「ウェルビーイングが損なわれた状態にある全ての子供・若者」を対象

#### **若者の貧困対策が手薄！**

②子供の相対的貧困率の改善目標、そのために必要な所得再分配の手法・予算が明示されていません。

③保護者の生活支援において現金給付の重要性の充実が必要

④子供の貧困に関する指標において、他の先進国では常識となっている貧困層と非貧困層のテストスコアの格差指標や出席率（欠席率）等の教育関連指標が欠如。

⑤同様に子供自身の主観的幸福度に対する貧困層と非貧困層のギャップ指数も欠如。



## 2.生活の安定に資するための支援

### 子ども・若者の命を守るための支援

- (1)18歳までの医療の無償化の全国展開（○新規）
- (2)子ども・若者の虐待相談体制・保護体制の早急な拡充を（●継続）
- (3)実効性の高い子ども・若者の自殺対策を（●継続）
- (4)衣食住を支えるための現物給付や生活支援の拡充を（●継続）

### 3.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

女性ひとり親の非正規化・低賃金の問題をどう改善するのか？(若者政策にも共通する課題)

## 1.教育の支援

- (1)高校および高等教育の無償化の所得制限の大幅な緩和（○新規）
- (2)就学援助の所得制限の緩和と国庫負担、高校進学者のための入学準備金の就学援助支給（●継続）
- (3)高校生等奨学給付金の上乗せ支給を（●継続）
- (4)大学・専修学校の受験料および入学支援制度の改善、児童養護世帯・生活保護世帯や低所得世帯を対象とした特別選抜等の拡大による実質的平等の実現を（●継続）
- (4)学習支援の必須事業化、国庫補助率の拡充を（●再掲）
- (5)要支援度の高い学校への教員加配、SSW・SC常勤化による学校プラットフォーム／チーム学校体制の充実（●再掲）

## 4.経済的支援

- (1)低所得子育て世帯への児童手当加算と高校生世代への延長給付（●継続）
- (2)児童扶養手当のふたり親困窮世帯支給、所得制限緩和・支給額拡充（●継続）
- (3)低所得子育て世帯生活支援特別給付金の計画的支給（●継続）
- (4)生活保護制度の基礎自治体における水際作戦の改善、緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付等の償還対策（●継続）
- (5)国としての養育費確保体制の整備

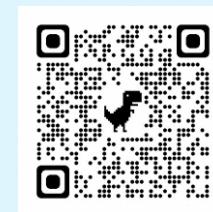
# 本日の構成

- 1.そもそも、こども大綱とは？
2. こども家庭審議会の概要と  
各分科会・部会からの意見について
- 3.どうなる、こども大綱？  
—中間整理案の評価されるポイントと改善されるべきポイント（私見）
- 4.どうする、こども計画？（私見）

# 1.そもそも、こども大綱とは？

こども基本法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504AC10000000077>



# こども基本法第9条（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

# こども施策とは？

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## 2. こども家庭審議会の概要と 各分科会・部会からの意見について

# こども家庭審議会の概要

こども家庭庁系

旧内閣府系

旧厚労省系

分科会はこども家庭審議会令、  
部会設置はこども家庭審議会議決

こども家庭審議会

分科会・分科会の座長・副座長は  
審議会（親会）の委員の互選

子ども・子育て支援等分科会  
（子ども・子育て支援法、  
次世代育成支援対策推進法等）

基本政策部会

※子供若者育成支援推進有識者会議の  
後継部会？

こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会  
（こどもの貧困対策法）

こども・若者参画及び意見反映専門委員会

こどもの居場所部会

幼児期までのこどもの育ち部会  
保育士資格等に関する専門委員会  
こどもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会

社会的養育・家庭支援部会

成育医療等分科会  
（成育基本法）

科学技術部会  
-ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会  
-NIPT等の出生前検査に関する専門委員会

障害児支援部会

児童虐待防止対策部会  
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

児童福祉文化分科会  
-出版物委員会  
-舞台芸術委員会  
-映像・メディア等委員会

# 各分科会・部会で若者委員・当事者委員の参画を実現したことは素晴らしい

- 1人の若者委員が複数の部会・親会に所属する等負担が大きすぎる。
- プライバシー保護のルールも整備途上
- 若者委員・当事者委員は、原則として1部会に複数人いることがのぞましい。
- 若者委員・当事者委員の意見表明を支えるコーディネーターが不在

→今後の改善に期待!

自治体の若者委員・当事者委員参画に際しても考慮されるべきポイント



# 各部会からの意見



第2回こども家庭審議会資料(2023年9月25日)

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/43d8096f/>

- [資料1-3 子ども・子育て支援等分科会提出資料 \(PDF/229KB\)](#)
- [資料1-4 成育医療等分科会提出資料 \(PDF/268KB\)](#)
- [資料1-5 幼児期までのこどもの育ち部会提出資料 \(PDF/293KB\)](#)
- [資料1-6 科学技術部会提出資料 \(PDF/126KB\)](#)
- [資料1-7 社会的養育・家庭支援部会提出資料 \(PDF/167KB\)](#)
- [資料1-8 児童虐待防止対策部会提出資料 \(PDF/267KB\)](#)
- [資料1-9 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会提出資料 \(PDF/1.2MB\)](#)

※こどもの居場所部会は口頭で意見が述べられた

## (1) 今後のスケジュールについて

- |         |                       |   |                     |
|---------|-----------------------|---|---------------------|
| 9月上旬    | 第7回基本政策部会（中間整理案①）第    | } 中間整理に向けた議論<br>とりまとめ   |                     |
| 9月中旬    | 8回基本政策部会（中間整理案②）      |   |                     |
| 9月下旬    | こども家庭審議会総会（中間整理）      |   |                     |
| 10月中    | こども・若者、子育て家庭等の意見を聴く取組 | } ①こどもわかものいけんの会（仮称）（10月15日）      ②公聴会（10月15日）<br>③こどもパブリックコメント      ④パブリックコメント<br>⑤こども若者★いけんぷらす      ⑥インターネットモニターへのアンケート<br>⑦若者団体ヒアリング      ⑧経済界・労働界ヒアリング |                     |
| 11月中旬   | 第9回基本政策部会（答申案）        |   |                     |
| (11月中下旬 | 基本政策部会（答申案）※予備日)      |   |                     |
| 11月下旬   | こども家庭審議会総会（答申）        |   |                     |
|         |                       |   | } 答申に向けた議論<br>とりまとめ |
|         |                       |   |                     |
|         |                       |   |                     |

（答申を踏まえ、政府部内において作業）

- 12月      こども政策推進会議でこども大綱の案の了承  
こども大綱の閣議決定

# 3. どうなる、こども大綱？

## — 中間整理案の 評価されるポイントと 改善されるべきポイント (私見)

末富 芳, 2023年9月25日, Yahoo! エキスパート記事  
こども大綱がこども・当事者を傷つける!?

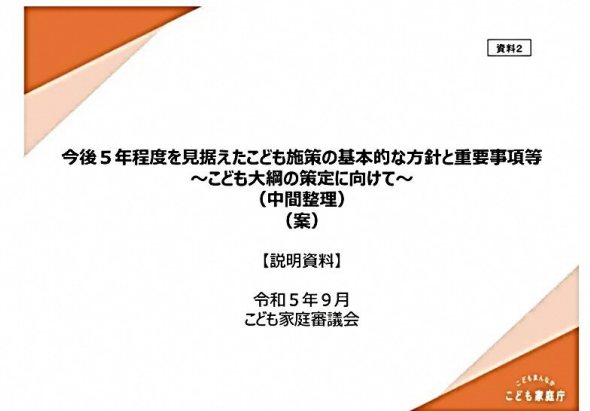
#こども家庭庁 #こどもの貧困 #上から目線 #選別主義

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/6945a189cbeccf6d86d46f380f52db80fd823554>



こども大綱がこども・当事者を傷つける!? #こども家庭庁 #こどもの貧困 #上から目線 #選別主義

末富 芳 | エキスパート | 日本大学教授・こども家庭庁こども家庭審議会部会委員  
9/25(月) 10:15



こども大綱案、このままでは、こども・当事者が傷つくものに・・・

# (1) 評価されるポイント

- こどもの権利・最善の利益の重視
- こども若者の意見表明、参画の重視
- 「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」という大目標の設定
- こども若者の多様性の重視、差別の禁止
- ジェンダーの視点
- 性と健康に関する権利の重視

「こどもや若者が、発達の段階に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく」  
など



全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- 心身ともに健やかに成長できる。
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる。
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに



日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。



## (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画の前提となる意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

## (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## (4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を円滑に営むことができるように取り組む。
- ・困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

## (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。



## (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージに縦断的な重要事項



- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（育成医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

## 2 ライフステージ別の重要事項



- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援



## 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方自治体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実      ○多様な声を施策に反映させる工夫      ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備      ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画（仮称）の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定      ○自治体子ども計画の策定促進、地方自治体との連携      ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保      ○子ども基本法附則第2条に基づく検討



## (参考) こども大綱とこども家庭審議会の答申(中間整理)の関係について

- ・ こども大綱は、政府において定めることとされており(こども基本法第9条第1項)、その案はこども政策推進会議(会長:内閣総理大臣)が作成する(同法第17条第2項第1号)。
- ・ こども家庭審議会の答申(中間整理)は、4月に開催された同会議における決定を踏まえた「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の内閣総理大臣からの諮問を受け、現在、こども家庭審議会の下の基本政策部会において、こども大綱の第1～第5に該当する部分を対象に調査審議が行われている。
- ・ 答申を踏まえて、こども政策推進会議が「目標・指標」を含めたこども大綱の案を作成した上で、政府でこども大綱を閣議決定。
  - ✓ 「目標・指標」は、答申を踏まえて、こども政策推進会議の下で検討・調整。
  - ✓ こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、「こどもまんなか実行計画(仮称)」として、こども政策推進会議において、大綱の案の了承と併せて、決定。

こども家庭審議会

内閣総理大臣より諮問



こども政策推進会議  
(こども大綱の案の作成主体)

### 答申

(今後5年程度を見据えた基本的な方針及び重要事項等)

- 第1 はじめに
- 第2 こども施策に関する基本的な方針
- 第3 こども施策に関する重要事項
- 第4 こども施策を推進するために必要な事項
- 第5 おわりに

※項目名は仮称であり、今後、変わり得る。

### こども大綱

- 第1 はじめに
- 第2 こども施策に関する基本的な方針
- 第3 こども施策に関する重要事項
- 第4 こども施策を推進するために必要な事項
- 第5 おわりに

別紙 目標・指標

※項目名は仮称であり、今後、変わり得る。

こども政策推進会議で案の了承  
→閣議決定(5年程度)

+

こども政策推進会議決定(毎年改定)

こどもまんなか実行計画(仮称)

※ こども大綱の下で進める施策の具体的内容

## (2)改善されるべきポイント

- 総評

子供の貧困対策大綱、子供若者育成支援大綱は、こども大綱で後退  
(こども大綱・閣議決定までの改善、こどもまんなか実行計画に期待できるか?)

人材確保・待遇改善の不足

地方自治体との連携、支援

こども基本法・子どもの権利の周知徹底

文科省との連携の不足、学校は居場所や子どもの権利の周知徹底の場、性や健康に関する学びの場ではないのか?

選別主義、上から目線が目立つ(当事者・専門家意見)

こどもの権利擁護機関はこども家庭審議会が機能を担う???

- 末富意見書原案

[https://docs.google.com/document/d/1-D9zmM\\_WTRf0P9Dh16NxZOQFXVXCcF7q/edit?usp=drive\\_link&oid=113201823744949490561&rtpof=true&sd=true](https://docs.google.com/document/d/1-D9zmM_WTRf0P9Dh16NxZOQFXVXCcF7q/edit?usp=drive_link&oid=113201823744949490561&rtpof=true&sd=true)



全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- 心身ともに健やかに成長できる。
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる。
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに



日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

## (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画の前提となる意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

## (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## (4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を円滑に営むことができるように取り組む。
- ・困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

## (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

## (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する



「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージに縦断的な重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（育成医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

## 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援



優先順位が  
不明確！

## 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方自治体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実      ○多様な声を施策に反映させる工夫      ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備      ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画（仮称）の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定      ○自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携      ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保      ○こども基本法附則第2条に基づく検討



データ連携  
の目的化  
こども・家族・  
当事者に支  
援を届ける  
ための手段  
では？

## (参考) こども大綱とこども家庭審議会の答申(中間整理)の関係について

- ・ こども大綱は、政府において定めることとされており(こども基本法第9条第1項)、その案はこども政策推進会議(会長:内閣総理大臣)が作成する(同法第17条第2項第1号)。
- ・ こども家庭審議会の答申(中間整理)は、4月に開催された同会議における決定を踏まえた「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の内閣総理大臣からの諮問を受け、現在、こども家庭審議会の下の基本政策部会において、こども大綱の第1～第5に該当する部分を対象に調査審議が行われている。
- ・ 答申を踏まえて、こども政策推進会議が「目標・指標」を含めたこども大綱の案を作成した上で、政府でこども大綱を閣議決定。
  - ✓ 「目標・指標」は、答申を踏まえて、こども政策推進会議の下で検討・調整。
  - ✓ こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、「こどもまんなか実行計画(仮称)」として、こども政策推進会議において、大綱の案の了承と併せて、決定。

こども家庭審議会

内閣総理大臣より諮問



こども政策推進会議  
(こども大綱の案の作成主体)

### 答申

(今後5年程度を見据えた基本的な方針及び重要事項等)

- 第1 はじめに
- 第2 こども施策に関する基本的な方針
- 第3 こども施策に関する重要事項
- 第4 こども施策を推進するために必要な事項
- 第5 おわりに

※項目名は仮称であり、今後、変わり得る。

### こども大綱

- 第1 はじめに
- 第2 こども施策に関する基本的な方針
- 第3 こども施策に関する重要事項
- 第4 こども施策を推進するために必要な事項
- 第5 おわりに

別紙 目標・指標

※項目名は仮称であり、今後、変わり得る。

こども政策推進会議で案の了承  
→閣議決定(5年程度)

+

こども政策推進会議決定(毎年改定)

こどもまんなか実行計画(仮称)

※ こども大綱の下で進める施策の具体的内容

目標・指標に関するこども家庭審議会(分科会・部会を含む)の議論なしに閣議決定?  
こどもまんなか実行計画(年度末までに策定)の策定プロセスは不明

# こども家庭庁設置法第6条

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)では、こども家庭庁にこども家庭審議会を置くことされています。

こども家庭審議会は、内閣総理大臣又はこども家庭庁長官の諮問に応じて、

- ・子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項
- ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項
- ・こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項
- ・こどもの権利利益の擁護に関する重要事項

→こどもの権利擁護擁護分科会or部会はないが、総会でその機能を遂行しきれるか？

を調査審議することや、関係法律の規定によりその権限に属された事項を処理します。

設置根拠:こども家庭庁設置法第6条

会 長:委員の互選により決定



こども家庭庁に期待しています。

# 4. どうする、こども計画？（私見）

# こども基本法第10条（都道府県こども計画等）

**第十条** 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

# 自治体こども計画に期待したいこと

- こども大綱による少子化・子若・子供の貧困対策の3大綱の「途絶」  
→国の動向に左右されず、自治体のこれまでの蓄積をふまえた  
前向き、かつ地に足のついたこども計画を
- とくに「こどもの貧困対策」の後退が生じないようにお願いしたい
- 欠如している若者政策・若者の貧困対策については  
ユースワーク、ユースセンターなど  
先進自治体の取り組みに学びつつ、全国的な取り組みが必須
- これまでの、3大綱を基盤とした各計画の寄せ集めではなく  
こども若者の権利と最善の利益の実現のため  
意見表明・意見の代弁（アドボケイト）や参画を実現しながら  
こども若者自身の  
身体的・社会的・精神的（バイオサイコソーシャル）の視点からの  
幸せな状態（ウェルビーイング）を実現するための  
「優先施策（ターゲットアプローチ）」と  
「総合施策（ユニバーサルアプローチ）」との効果的な展開が重要

# こども基本法第2条

第2条 この法律において  
「こども」とは、  
心身の発達の過程にある者をいう。

あれ？  
子どもの権利条約  
第1条と違う？

第1条  
子どもとは  
18才未満の人  
(子どもの権利条約)

## 第2条

こども基本法で「こども」とは  
心と体が成長の途中にある人  
=赤ちゃん・保育園・幼稚園児、  
小中学生、高校生や若者

のことだよ

こどもに  
年れいの区切りは  
ないよ

# こども基本法第3条-3(第3項)

## 第3条-3

全てのこどもについて、  
その年齢及び発達の程度に応じて

自己に直接関係する全ての事項に  
関して

意見を表明する機会及び

多様な社会的活動に参画する機会

が確保されること。

第12条  
自分の意見を  
言う権利

参画する権利

## 第3条-3

すべてのこどもに  
年れいや成長に応じて

自分に関係するすべてのことについて

意見を表明する機会と

様々な社会活動に参画(参加)する機会

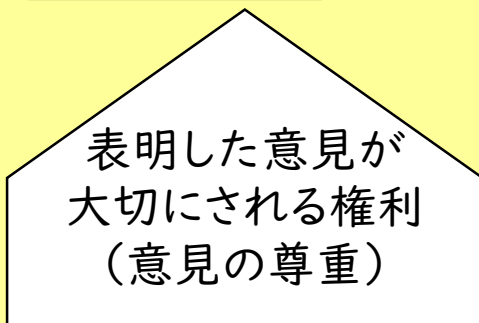
が作られるよ。

# こども基本法第3条-4(第1項)

## 第3条-4

全てのこどもについて、  
その年齢及び発達の程度に応じて、

その意見が尊重され、



第12条  
自分の意見を  
言う権利

その最善の利益が優先して考慮  
されること。

第3条 子どもの  
いちばんいい幸  
せ  
(最善の利益)

## 第3条-4

すべてのこどもの  
年れいや成長に応じて

意見が大切にされ

こどもの「いちばんいい幸せ」を  
(国や大人が)優先して考えるよ

※大人のわがままや幸せじゃなく、こどもの「いちばんいい幸せ」が優先だよ

# こども基本法第11条、第15条

## こどもが子どもが<sup>けんり</sup>権利を知り、参加するルールも決められたよ

### 第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、

当該こども施策の対象となる

こども又はこどもを養育する者

その他の関係者の意見を反映させるために

必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11条

国や市は、こどもに関係する政策を決めたり

いま行っている政策がよいかどうか成績をつける(評価する)ときには

こどもの意見も反映させるように必要な手続きを整備していくんだよ

第12条  
自分の意見を言う権利

参加する権利

### 第15条

国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、

広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解をえるよう努めるものとする。

#### 第15条

国は、こども基本法、子どもの権利条約について

広報活動や学校での授業などを通じて、大人にもこどもにも知らせていくよ

第4条 国の子どもの権利の実現への義務と責任

子どもの権利を知る権利



# 内閣府：子どもの生活状況調査について

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html>

# 内閣府・令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/housa/r03/pdf-index.html>

国として初の全国実態調査!

国の予算不足のために中2調査のみ実施していますが  
小学5年生調査票も開発されています

表 1-2-1 調査実施方法等の概要

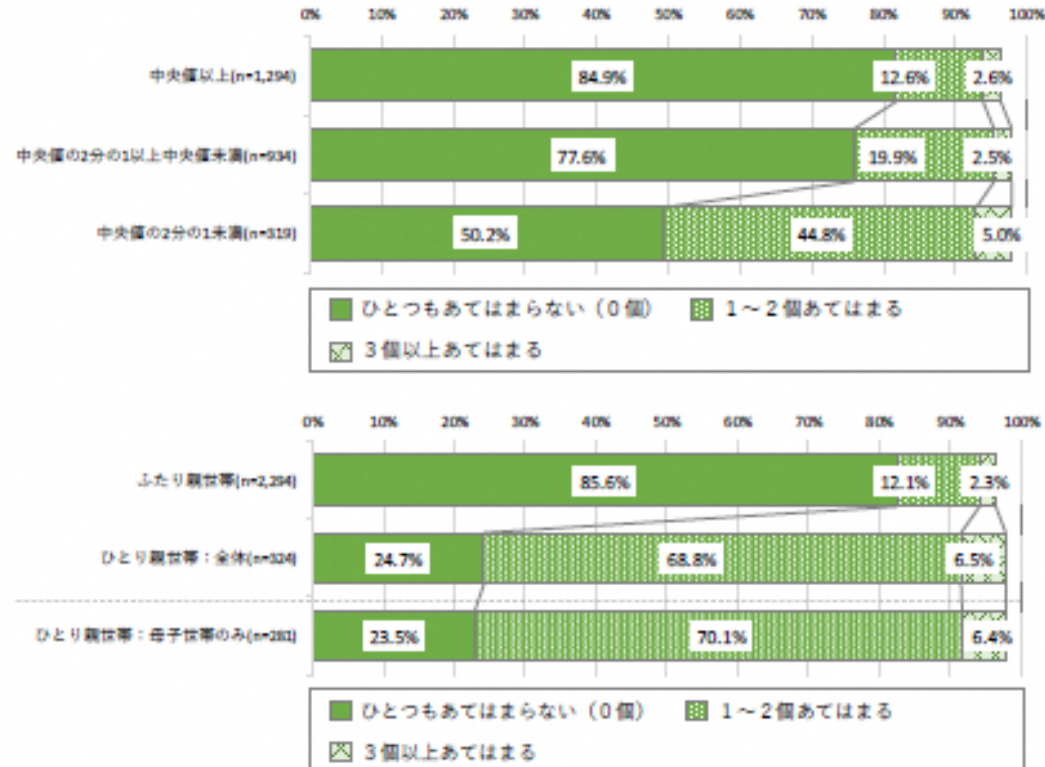
調査地域	全国
調査対象者	中学2年生及びその保護者
標本数	5,000 組
調査方法	郵送配布-郵送回収またはオンライン回答
調査期間	令和3年2月12日(金)~3月8日(月)
サンプリング方法	層化二段無作為抽出法 全国を地域と都市規模により40層(10地域×4人口区分)に層化。地区・都市規模別各層における推定母集団(平成27年10月1日現在の国勢調査の14歳人口に基づく)の大きさにより200地点を比例配分し、各調査地点の調査対象数を25と設定。
有効回収数、回収率	2,715 件(組)、54.3%



●収入の水準が低い世帯では、「逆境体験」を経験している割合が高い。また、「逆境体験」を経験している場合には、現在の生活満足度が低いという関連性がある。

「逆境体験」に関する8項目について、「ひとつもあてはまらない(0個)」と回答した割合は、等価世帯収入の水準が「中央値以上」の世帯では 84.9%であったのに対し、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では 77.6%、「中央値の2分の1未満」の世帯では 50.2%であった。

生活満足度の平均値は、逆境体験について 0 個の場合では 7.15、1 個以上該当する場合には 6.03 であった。



# 逆境経験

## 2.2.6. 逆境体験

### (1) 保護者の状況と逆境体験

中学生票問17. あなたは今までに、以下の a~h のようなことがありましたか。あてはまる個数を教えてください。(SA)

- a.一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- b.一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- c.家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
- d.必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- e.両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- f.一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある
- g.一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- h.一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

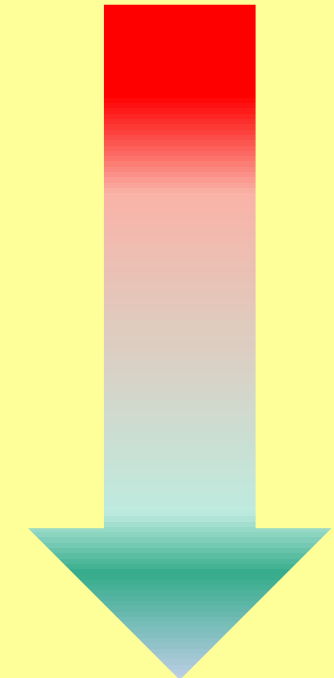
政策の優先度は  
子どもへの  
直接効果が  
高い事項から!

子どもの命を守る  
虐待死をゼロに・未成年自殺率の改善・  
日本の子どもの絶対的貧困(衣食住の欠乏)の改善等

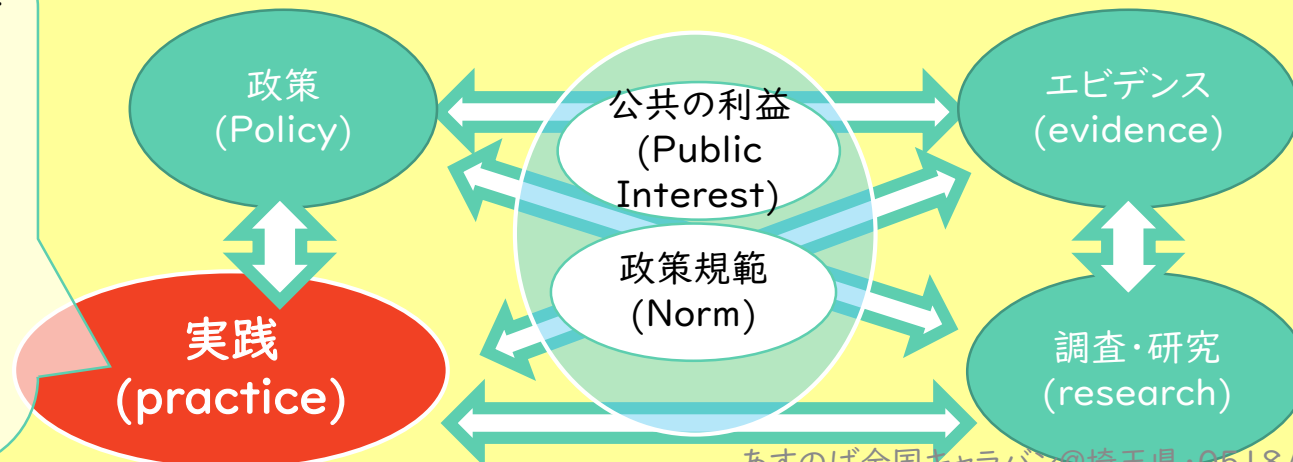
子どもが安心して幸せに育つ社会  
子どものウェルビーイング指標(貧困・虐待・いじめ・自殺・不  
登校等指標のほか、自尊感情、意見表明・参画意識等の子ども  
の権利指標・主観的幸福度等)

子どもを産み育てやすい社会  
婚姻数・出生数・出生率のほかに、20~40代国民・住民の婚  
姻・出産・子育てへの意識指標改善

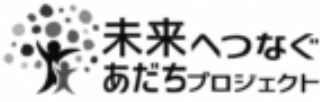
少子化対策  
婚姻件数・出生数・出生率改善



子どもの人権・権利の実現を政策規範に位置づけ、  
子どもへの「実践」(Practice)の質を抜本的に向上する方策を  
※EIPPモデル  
Evidence Informed Policy and Practice  
EBPMだけではこども政策には不十分



# こどもまんなかで、現場、自治体、専門家、地域団体は協働しよう！




未来へつなぐ  
あだちプロジェクト

足立区子どもの貧困対策実施計画（案）  
（平成27年度～平成31年度）

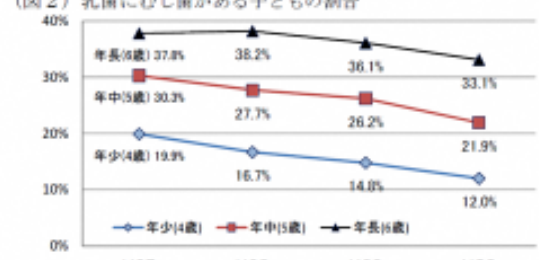
(1) 子どもの貧困対策検討会議 招へい学識経験者一覧

会議名	氏名	役職
全体会	宮本 みち子	放送大学 経営学部 教授/千葉大学 名誉教授
	志水 宏吉	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授
教育・学び部会	西田 伸一	東京大学大学院 教育学研究科 教授
	山田 哲也	一橋大学大学院 社会学研究科 准教授
健康・生活部会	阿部 彰	首都大学東京 都市教育学部人文・社会学系 教授
	藤原 武男	国立成育医療研究センター 社会学研究部 部長



乳歯にむし歯がある子どもの割合※1が減少した  
年少児（4歳）～年長児（6歳）すべての年齢で、前年度よりは、前年度比-4.3ポイントと大幅に減少している。

(図2) 乳歯にむし歯がある子どもの割合



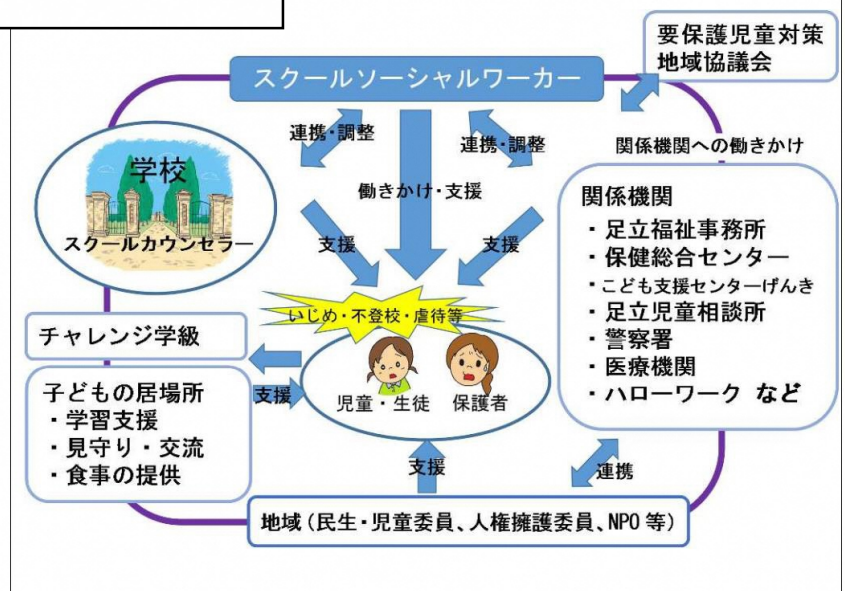
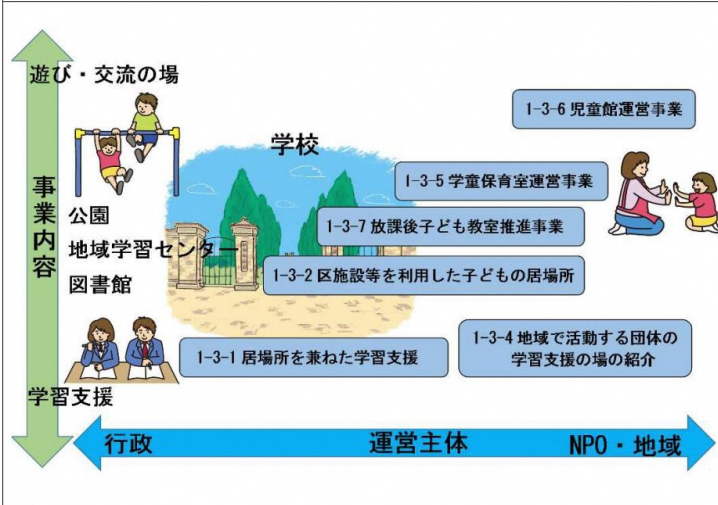
年齢	H27	H28	H29	H30
年長(6歳)	37.8%	38.2%	36.1%	33.1%
年中(5歳)	30.3%	27.7%	26.2%	21.9%
年少(4歳)	19.9%	16.7%	14.6%	12.0%

■課題分析(実績に対する要因分析、課題、ニーズ等)

足立区は、むし歯のある小・中学生の割合が、全ての学年で男女ともに東京都の平均を上回っている。貧困とむし歯の相関関係が指摘されていることから口腔内の健康状態の改善が重要であるため、区立小・中学校や保健センターと連携し、給食後の歯みがきや歯のみがき方などの口腔保健指導等に引き続き取り組む必要性がある。

鏡で自分の口腔内を見ながら歯をみがくことは、自分の健康状態を意識し、自分で自分の生活を改善する力を養うことにもつながるため、子どもの貧困対策としても重要である。

ちに学習の場所を提供します。また放課後等に安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。



# 「優先施策(ターゲットアプローチ)」と 「総合施策(ユニバーサルアプローチ)」

## ターゲットアプローチ

(例)

こども宅食

ヤングケアラーの家事支援  
学習支援

不登校のこども若者支援

## ユニバーサルアプローチ

(例)

給食無償化

ユースセンターや図書館・公民館  
等の居場所・自習スペースの拡充

居心地の良い安心できる学校づくり

どちらか、ではなく両方大事!

# こども計画を2024(R6)年度に 策定予定と報道されている自治体

- 福島県

<https://news.yahoo.co.jp/articles/5da1b7e037a7abb776b0a473771017c54720b9ff>

- 和歌山県

<https://tv-wakayama.co.jp/news/detail.php?id=76062>

- 静岡県

<https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1321786.html>



# 福島県

県こども計画に子どもや子育て世代の意見を生かすため、県はアンケートやパブリックコメント（意見公募）、**会議への参画**、聞き取りなどを検討するとしている。**声なき声をすくいあげた上で、計画にどう取り入れたのか、どのように参考にしたのかを公表するよう求めたい。**そうした計画づくりの流れを事前に周知すれば、子どもや若者が自ら策定に加わる自覚が高まり、率直な考えや大人には気づきにくい問題点が浮かび上がると期待できる。

# 静岡県

計画策定に当たり重視するのが子どもへの意見聴取だ。こども基本法は子どもに関する政策を決める際に当事者の意見を聞くことを国と地方自治体に義務づけていて、県は計画の実効性を高めるため「子どもの声を反映させる必要がある」と指摘する。具体的な手法は今後詰めるが、インターネットを活用して意見を募ったり、**担当者が学校や児童養護施設に出向いたりすることを想定する。審議会の委員に若者を登用することも検討する。**

# 和歌山県

岸本知事は、少子化対策をはじめ、子供の貧困や児童虐待の増加など様々な問題に対処するため、県がこれまでに策定している「紀州っ子健やかプラン」や「子ども虐待防止基本計画」など**5つの計画を一つ**にまとめ、新たに令和7年度からの5年間を計画期間とする「県こども計画」を策定する考えを明らかにしました

(略)

計画の策定に向けては、子育てや結婚に関する意識調査や、子供の生活実態調査などをアンケートで実施し、必要な施策を計画に反映します。また、子供や子育ての当事者から直接意見を聞く機会を設けるほか、**当事者**や学識経験者、子供に関する支援を行う民間団体などで構成する**会議体**を設け、計画の審議を進めるとしています。

岸本知事は、「**子供のために何が最も良いことかを常に考え**、子供関連施策を総合的に推進していく」と話しました。

自治体こども計画も応援しています！  
計画策定、調査、意見表明・参画等のご相談は、メールにて  
承ります  
suetomi.nihondaigaku@gmail.com

